

## 審査メモで示された論点に対する回答

### 1 調査事項の追加、変更等

#### (1) 「調査票甲」・「調査票乙」共通調査事項

##### 質問4「通勤時間（片道）」（審査メモ3ページ）

###### （論点）

平成20年調査結果の分布状況を考慮し区分の統合を図ろうとするものであるが、出現率の分布状況をみると、「2時間以上」の出現率は最も低い0.8%となっているが、今回の変更案では最も低い出現率の選択肢が残ることとなる。

「1時間～1時間15分未満」及び「1時間15分～1時間30分未満」の区分を「1時間～1時間30分未満」に統合することにより、「45分～1時間未満」の出現率とほぼ同様の12.3%となるが、「1時間30分～1時間45分未満」及び「1時間45分～2時間未満」の区分を統合した「1時間30分～2時間未満」の区分の出現率は3.1%となっている。

更なる記入者負担の軽減を図るべく、次のような区分統合について検討すべきではないか。

- 「1時間30分～1時間45分未満」から「2時間以上」までの区分を統合し「1時間30分以上」の区分とする（統合後の出現率：3.9%）。

###### （回答）

特に、通勤時間が1時間以上の場合、15分単位による把握は記入者が判断に迷うことも想定され、更なる記入者負担の軽減を図るべく、結果利用上の必要性を検討した上で、30分単位で時間を把握することとした。

その観点からは、「1時間30分から2時間未満」と「2時間以上」の区分を統合してもさほどの記入者負担の軽減にはつながらないと考えられ、都心回帰の現状等を把握する等の結果利用上の必要性を踏まえると、現在案のとおりとしたい。

##### 質問5「子の住んでいる場所」（審査メモ4ページ）

###### （論点）

- (1) 本調査事項は、「子」が近くに住んでいるか否か（近居）を明らかにすることで、高齢単身世帯等とその支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活する環境の整備実態を把握するものとしており、「子」の年齢に関係なく報告者に子の住んでいる場所を問う設問となっている。

しかし、例えば一緒に住んでいる小学生の「子」がいる場合は、「一緒に住んでいる」の選択肢を選ぶことになるが、当該小学生の「子」が支援世帯となり得るか考えにくく、報告にあたり「子」について特定の年齢階層に絞って把握することなどについて検討する必要があるのではないか。

- (2) 一番離れている場合（上限）の選択肢が「片道1時間以上の場所に住んでいる」であるが、核家族化等により、「子」が他都道府県や海外などに居住しているケースが少なくないと考えられる中、原案の選択肢で問題ないか。平成20年調査結果では、「別世帯となっている子がいる」が約1,500万住戸・世帯のうち、「片道1時間以上の場所に住んでいる」が約650万住戸・世帯と4割を超えておりこのような状況である中、上限の設定を「片道1時間以上の場所に住んでいる」としている理由は何か、また、現状を踏まえ上限を引き上げた選択肢を検討する必要はないのか。

(回答)

(1) 本来、記入すべき報告対象者を明確に絞った上で調査を行うことが望ましいが、本事項については、前回、対象者を限定して調査を行った結果、不詳数が多く、世帯にとって理解が難しい調査事項となった経緯がある。このような中、特定の年齢の子供がいる場合にのみ記入するといった誘導を行うことは、前回と同様に世帯の混乱を招く恐れがあることから、極力、平易な設問となるよう改善した現在案のとおりとしたい。

なお、平成24年7月に実施した試験調査の結果と前回試験調査(平成19年)とを比較すると不詳数が半減(23.1%⇒11.7%)したことからも、世帯にとって、より理解しやすい内容に改善されたと考えている。

(2) 子供が近くに住んでいるか(いわゆる「近居」)を捉える趣旨からは、「片道1時間以上の場所に住んでいる」か否か、端的には、支援介助等を容易に行える距離に住んでいるか否かが重要であり、上限を選択した世帯の内訳を把握(選択肢区分を細分化)する必要がないことから、現在案のとおりとしたい。

#### 質問6「東日本大震災による転居」(審査メモ5ページ)

(論点)

(1) 転居の有無について

「東日本大震災により転居した」には、全国規模の統計以外では把握しきれない直接的のみならず、間接的に震災の影響により転居した世帯を捉えるという目的から、「住宅に被害を受けた」という直接的被害による転居のみならず、「避難地域に指定された」、「仕事の関係」、「就学の関係」、「生活への全般的な不安」等についても「東日本大震災により転居した」に含めることとされている。

- ① 直接的のみならず、間接的な理由については、報告者の判断、ひいては意識の問題によるところが大きいと思われる。間接的な理由についても「東日本大震災により転居した」ものとするのは合理的なのか。
- ② 仮に、間接的な理由による転居についても「東日本大震災により転居した」に整理するとした場合、報告者が調査票の記入に当たり、現行案の調査票における記載では混乱することが懸念される。記入の手引き等において紛れが生じないように解説等を記載するとしても、調査票の所定の場所にも可能な限り記載するなど丁寧な対応を取ることが必要ではないか。

(2) 転居理由について

「住宅に住めなくなった」には、東日本大震災により、「(i)住宅に直接の被害を受けたことにより、住宅に物理的に住めなくなった場合」及び「(ii)東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、警戒区域等の指定を受け、自由に住宅への出入りが出来なくなった場合」が該当するとしている。

また、「その他」には、「住宅に住めなくなった」(上記(i)及び(ii)の理由)場合を除く全ての転居理由が該当するとしている。

- ① 「住宅に住めなくなった」場合が、上記(i)及び(ii)の理由に該当する場合を指すのであれば、報告者の記入を容易にするため、選択肢を「住宅に住めなくなった」ではなく、2つに分け(i)及び(ii)の趣旨を記載した選択肢を設定する必要はないか。
- ② 仮に、現在の選択肢を「住宅に住めなくなった」及び「その他」と設定する場合、報告者が調査票の記入に当たり、「転居の有無」において、「就学の関係」で選択肢「転居した」を選択した場合、「就学の関係で、現住居に住めなくなったのだから、「転居理由」についても「住宅に住めなくなった」を選択するなどの混乱が懸念される。記入の手引き等において紛れが生じないように解説等を記載するとしても、調査票の所定の場所にも可能な限り記載するなど丁寧な対応を取ることが必要ではないか。

(回答)

(1) ①報告者の判断、ひいては意識の問題によることが大きいと想定される調査事項である点は承知しているが、東日本大震災後、初の大規模世帯調査として、東日本大震災による転居の状況を的確に把握し、各種施策等の基礎資料に資する使命があると考えており、基礎資料という観点からは、東日本大震災が主原因となった転居について、直接的のみならず、間接的な理由による転居も含めて把握する必要があると考えている。

②しかしながら、論点に示されているとおり、報告者の判断等によるところが大きいと想定される調査事項であることから、紛れが生じないよう、丁寧な解説等を施すこととしたいが、調査票上は紙面の制約があることから、調査票と一緒に世帯に配布する「調査票の記入のしかた」等において解説を充実させることで対応することとしたい。

(2) ①転居理由について、仮に選択肢を現在案の「住宅に住めなくなった」から「住宅に被害を受けた」及び「警戒区域等に指定された」の2区分に設定した場合、その両方に該当する世帯における混乱が懸念される。混乱を避けるにはマルチマーク（複数選択制）を導入することになるが、そうした場合、「その他」も含めたマルチマークとなり、結果として、主たる理由が不明確となり、結果の有用な分析に支障が生じる恐れがある。

なお、結果の分析の観点からは、被災前の市区町村名に基づき一定の転居理由の推計が可能であり、また、被災世帯の心情を考慮すると、個別具体的な転居理由を設定することは難しいと考えられることから、現在案のとおりとしたい。

②しかしながら、論点に示されているとおり、報告者の混乱も懸念されることから、丁寧な解説等を施すこととしたいが、調査票上は紙面の制約もあることから、「調査票の記入のしかた」等において解説を充実させることで対応することとしたい。

質問 18 「平成 21 年 1 月以降の住宅の増改築 改修工事等」(審査メモ 12 ページ)

(論点)

「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」との選択肢区分の追加であるが、住宅の工事にあたっては、改修、補修、維持、修繕等の様々な用語が使われることがあり、東日本大震災への対応にあたり「復旧・復興」といった用語を目にする機会が多くなったものと考えられる。報告者が調査票の記入に当たり、「改修工事」の定義で混乱することがないように記入の手引き等において解説等を記載するとしても、調査票の所定の場所にも可能な限り記載するなど丁寧な対応をすることが必要ではないか。

(回答)

改修工事には、住宅の機能について維持又は改善するため、住宅の一部又は住宅の機能として必要な固定的設備について工事することをいうことから、改修工事には復旧工事も含まれるが、論点に示されているとおり、報告者の混乱も懸念されることから、丁寧な解説等を施すこととしたいが、調査票上は紙面の制約もあることから、「調査票の記入のしかた」等において解説を充実させることで対応することとしたい。

質問 19 「平成 21 年 1 月以降における住宅の耐震診断の有無」(審査メモ 13 ページ)

(論点)

本調査事項は、平成 20 年調査において新規に耐震診断の有無別の持ち家ストック数を把握するために設けたものであるが、本調査事項に関し、実査を担った都道府県等から報告者の負担感、忌避感に関する報告が特にないのであれば、統計の結果比較、時系列データの利活用の観点から、25 年調査においても引き続きストック数を調査し、ストック数の推移等を把握する必要はないのか。

(回答)

平成 20 年調査では、新たな住宅政策の指標等に使用する新規調査事項であったため、ストック数を把握した。調査を実施した都道府県などから報告者の負担感等に係る報告は受けていないものの、中古マンション等を購入した報告者等の場合、当該マンション等への入居前に耐震診断が行われたか否かを正確に回答することは難しく、平成 20 年調査においても世帯における相応の負担はあったものと考えている。報告者負担に配慮しつつ、正確な回答を得る観点からは、住宅の増改築、改修工事等と同様に特段の結果利用ニーズがない限り、期間を限定すべき調査事項であり、現在案のとおりとしたい。

なお、結果利用上、平成 20 年調査においてストック数を把握していることから、特段の支障が生じるとは考えておらず、有識者、施策立案者、主要結果ユーザ等を構成員とした「平成 25 年住宅・土地統計調査に関する研究会」における審議においても、ストック数を把握すべきとの意見はなかった。

質問 20 「平成 21 年 1 月以降における住宅の耐震改修工事の有無」(審査メモ 14 ページ)

(論点)

本調査事項は、平成 20 年調査から、住宅の耐震改修工事の有無別の持ち家ストック数を把握するために設けたものであるが、本調査事項に関し、実査を担った都道府県等から報告者の負担感、忌避感に関する報告が特にないのであれば、統計の結果比較、時系列データの利活用の観点から、25 年調査においても引き続きストック数を調査し、ストック数の推移等を把握する必要はないのか。

(回答)

質問 19 への回答と同様の考え方により、現在案のとおりとしたい。

本調査事項は、平成 15 年調査において、初めて導入した調査事項であるが、当時は、報告者負担に配慮しつつ、正確な回答を得る観点から、「平成 11 年 1 月以降」に期間を限定して調査を実施したところ、平成 20 年調査において、「住宅の耐震診断の有無」に係るストック数を把握することになったことを受け、結果利用上、密接な関係にある本調査事項についても、平成 20 年調査に限り、ストック数を把握したものである。

## (2) 「調査票乙」調査事項

質問 27 「現住居以外の土地」(審査メモ 16 ページ)

(論点)

(1) 総務省統計局は、現住居以外の土地を所有する世帯が記入した土地の面積を大きい順に並び替えて分析を行った結果、宅地などについては、3 区画目までで全体のほぼ 100%、農地・山林については、2 市区町村分までで全体の 99.9%がカバーされるとして、記入者負担の軽減の観点により、宅地については、面積が大きい順に 3 区画目まで、農地・山林については、面積が大きい順に 2 市区町村分まで記入することで、ほぼ 100%の面積を把握することが可能となるために今回の変更を行うとしているもの。

しかし、当該結果をみると、宅地などであれば、2 区画目までで 97%程度、農地・山林であれば、1 市区町村分までで 99%程度がカバーされることから、把握する区画等数の更なる削減を図る余地があるのではないのか。

表「現住居以外の土地を所有する世帯」における面積の記入状況

| 土地の種類 | 記入状況               | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 |
|-------|--------------------|-------|-------|-------|
| 宅地など  | 1 区画目 (面積が一番目)     | 87.8% | 86.8% | 87.8% |
|       | 2 区画目 (面積が二番目)     | 8.6%  | 10.0% | 9.4%  |
|       | 3 区画目以上 (面積が三番目以降) | 3.6%  | 3.3%  | 2.8%  |
| 農地・山林 | 1 市区町村目 (面積が一番目)   | 98.5% | 98.5% | 98.9% |
|       | 2 市区町村目 (面積が二番目)   | 1.4%  | 1.4%  | 1.0%  |

(注) 世帯が記入した面積を大きい順に並び替えて集計を実施



(2) 「平成 20 年世帯に係る土地基本統計」(国土交通省土地・水資源局)において、過小推計の可能性があった指摘されていることに対応する上で、的確に記入をしてもらうことが必要との考えも踏まえ、報告者の記入負担の軽減を図るものであるが、当該調査事項について報告者が負担を感じ、従前から、少数の区画等分しか記載していなかった場合、今回の区画等数削減がどこまで実効性を有するのか不透明な面があるのではないかと懸念されている。また、この場合には、調査票甲で「現住居以外の土地」の「有無」、「種類」を把握し、全体推計に活用する有効性が薄れる可能性があるのではないかと懸念されている。

(回答)

(1) 調査票乙の負担感については、平成 15 年調査における答申(平成 14 年 12 月 13 日・統審議第 9 号)においても、「ロングフォーム調査票による調査については、調査内容が多く、調査客体への負担が大きいことから、前回及び今回の調査結果を踏まえ、結果利用上の必要性を十分吟味するなど、引き続き調査の効率化について検討する必要がある」旨、言及されており、また、平成 20 年調査において、面積の過小推計の可能性が認められたことから、平成 25 年調査における調査票乙の整理は必須課題であると認識している。その観点から、報告者が記入すべき区画等数は可能な限り削減する必要があり、所要の分析等を行ってきたところである。

その結果、論点に示されているとおり、全国的には面積が大きい区画等数順に宅地などは 2 区画目までを、農地・山林については 1 市区町村目のみをそれぞれ記入すれば、100% 近くのカバー率となるが、これを都道府県別の所有状況で見ると、現住居以外の土地の所有率が高い一部の都道府県においてカバー率が最大 10 ポイント程度低下する。この低下を避けるには、現在案の区画数等が必要であり、現在案のとおりとしたい。

(2) 調査票乙において、所有している土地の総区画等数を新たに把握することで、所有する区画等数が過小記入であったとしても、推計が可能となる。また、過小記入のみならず全く記入されない場合であっても、調査票甲において現住居以外の土地の所有状況(有無及び土地の種類)を把握することから、前回以上に有効な推計結果を得ることが可能となる。その上で、今回は、所有する区画等数を確実に報告してもらうため、記入区画等数を最小限に抑制し、さらに、調査事項、選択肢区分についても可能な限り圧縮することにより報告者の記入負担の軽減を図っており、現状の枠組みにおける最善策であると考えている。

(調査票の面数についても、平成 20 年調査では 8 面までであったところ、平成 25 年調査では 7 面までに抑制している。)

質問 32 「土地の取得時期」(審査メモ 18 ページ)

(論点)

調査票において、「現住居の敷地以外に所有する宅地など」の「土地の取得時期」以外の、現住居への入居時期、建築の時期(完成の時期)、現住居の敷地に係る取得時期等の調査事項の選択肢は 14 区分となっている。本選択肢のみ 7 区分の把握となるが十分か。

(回答)

質問 27 への回答に記載のとおり、調査票乙については、選択肢区分についても可能な限り圧縮し、報告者の記入負担の軽減を図る必要があることから 7 区分としたものである。

結果利用の観点からも、施策立案者、主要結果ユーザ等を構成員とした「平成 25 年住宅・土地統計調査に関する研究会」における審議等を経て、現在案の区分で差し支えないとの結論に至っており、現在案のとおりとしたい。

### (3) 「建物調査票」調査事項

事項 8 「建物内総住宅数」(審査メモ 20 ページ)

(論点)

これまで調査員が調査対象名簿に記入していた事項(建物内総住宅数)を、同名簿に記入せずに、直接建物調査票に記入することにより、実査業務において紛れが生じるおそれはないのか。また、当該事項を調査対象名簿から建物調査票に移行することにより、調査の効率化が具体的にどの程度図れるのか。

(回答)

従来から調査員が把握していた事項であるため、実査事務において紛れが生じるおそれはなく、現在案のとおりとしたい。

「建物内総住宅数」は調査員が外観等から把握する事項である。本事項は、長屋建及び共同住宅についてのみ、その建物内の住宅数を把握することとしているが、平成 20 年調査においては、「調査対象名簿」に住宅の建て方(一戸建、長屋建、共同住宅等)に関する情報が記載されていないため、調査員は、同情報が記載されている「建物調査票」を参照しながら、「調査対象名簿」に長屋建及び共同住宅の建物番号と建物内住宅数を記入する必要があった。

平成 25 年調査では、建物内総住宅数を「建物調査票」に移行することで、調査員が「調査対象名簿」に長屋建及び共同住宅の建物番号を記入する必要がなくなり、また、住宅の建て方の参照も容易になることから、効率的かつ容易に建物内総住宅数を把握することが可能となる。(別紙 1 「建物内総住宅数の把握方法の変更について」参照)

## 2 調査方法の変更

インターネット回答方式の導入対象・地域の拡大とこれに対応するためのコールセンターの拡充

【インターネット回答方式の導入対象・地域の拡大】(審査メモ 20 ページ)

(論点)

平成 25 年調査において、オンライン調査を実施する対象地域を 11 都道府県 15 市から全都道府県全市町村に拡大することを計画しており、本調査では調査票甲及び調査票乙と 2 種類の調査票で実施することとしている。

このような中で、インターネットによる調査をスムーズに実施するため、また、インターネットによる回答者(回答割合)を増やすため、どのような対策を講じることとしているのか。

(回答)

インターネットによる調査の範囲を全市町村に拡大することを踏まえ、従来以上に同調査方法に係る都道府県、市町村及び統計調査員への指導の充実強化、準備事務の円滑化を図る。

また、報告者からのインターネットに係る照会等の増加に対応するため、コールセンター業務の拡充を図る。

さらに、一部の市町村ではなく、全市町村においてインターネットによる調査を導入することで、全国一律にインターネット回答の利用促進に関する広報活動を行うことができるため、インターネット回答率を増加させるための広報についても積極的に導入する。

(平成 20 年調査では実施範囲が限定的であったため、テレビコマーシャル、総務省統計局 HP においてインターネット回答に係る広報等が行えなかった経緯がある。)

### 【コールセンターの拡充】（審査メモ 21 ページ）

（論点）

- (1) 平成 20 年調査時の照会実績等はどのようになっているのか。（設置期間を通じた日ごとの照会実績の状況、受付時間ごとの照会実績等）
- (2) 平成 20 年調査におけるコールセンターの設置、運営等について、うまくいった点、改善すべき点としてどのようなものがあるのか。
- (3) 上記(1)及び(2)を踏まえ、平成 25 年調査におけるコールセンターの設置、運営等についてどのように取り組んでいくこととしているのか。

（回答）

別紙 2 「住宅・土地統計調査におけるコールセンター業務について」のとおり、平成 20 年調査におけるコールセンターの運営実績を踏まえ、円滑にコールセンターを運営してまいりたい。

### 3 集計事項（審査メモ 22 ページ）

（論点）

今回の調査事項の追加等の変更に伴い、結果表の表章（様式）は具体的にどのようになるのか。既存の調査事項の場合は、現行の結果表と変更後の様式のイメージはどのようなものとなるのか。

（例）

- ・東日本大震災の影響を把握する設問及び選択肢の追加に伴う集計
- ・従業上の地位、勤め先における呼称に係る実態把握選択肢の変更に伴う集計
- ・子の居住地に係る設問及び選択肢の変更に伴う集計
- ・所有区画の調査範囲の変更に伴う集計 等

（回答）

別紙 3 「調査事項の変更等に伴う結果表様式イメージ」のとおりである。

### 4 特記事項

- (1) 課題として指摘されている事項等への対応状況（審査メモ 22 ページ）

上記については、資料 3-3 「諮問第 1 号答申「平成 20 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について」（平成 19 年 12 月 10 日府統委第 26 号）における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）における指摘事項への対応状況」において記載している。

- (2) 東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等（審査メモ 24 ページ）

（論点）

調査の実施に当たっては、東日本大震災により仮設住宅に入居している世帯に対する配慮等が求められており、調査区の抽出、標本抽出、調査方法等においてどのような対応策を講じることとしているのか。また、被災県等とはどのような協議をしながら、調査を進めていくこととしているのか。

（回答）

- (1) 調査区の抽出について

調査区の抽出に当たっては、被災地域の状況等を偏りなく適切に把握する観点から、調査区抽出に用いる層符号に、東日本大震災被災地域に係る層を新規に設定した。なお、東日本大震災の発生に伴い、調査員が調査活動を安全かつ自由に行えない地域（平成 24 年 7 月末日現在の警戒区域等）については、あらかじめ抽出から除外している。

- 層①：津波による浸水地域のある調査区のうち、大半の住戸が倒壊した調査区  
東日本大震災の津波により浸水し、大半の住戸が損壊した調査区については、平成 25 年 10 月の調査時点においても調査区内の住戸等の状況に大きな変化が見込まれず、抽出する調査区数を抑制しても状況を適切に把握できることから、調査区の抽出率を当該市町村の抽出率の 2 分の 1 にする。なお、無人調査区等については、同様の考え方にに基づき、従来から調査区の抽出率を 2 分の 1 にしている。
- 層②：津波による浸水地域のある調査区のうち、仮設住宅のある調査区  
東日本大震災の津波により浸水したものの、比較的、住戸の被害が小さかった調査区のうち、応急仮設住宅が建設された調査区については、応急仮設住宅の特殊性（住宅属性が大きく変わることがないこと、被災した世帯の心情）を考慮し、調査区の抽出率を当該市町村の抽出率の 2 分の 1 にする。
- 層③：津波による浸水地域のある調査区のうち、上記①及び②以外の調査区  
東日本大震災の津波により浸水した調査区のうち、比較的、住戸の被害が小さく、応急仮設住宅の建設が行われていない調査区については、調査時点までに調査区内の住戸等に変化が見込まれることから、その状況を適切に把握するため、当該市町村と同様の抽出率で調査区を抽出する。
- 層④：仮設住宅のある調査区  
東日本大震災の津波による浸水がない調査区で、応急仮設住宅が建設された調査区については、上記層②と同様に、応急仮設住宅の特殊性を考慮し、調査区の抽出率を 2 分の 1 にする。

## (2) 調査方法について

特に、応急仮設住宅に居住する世帯への調査に際しては、当該世帯の心情等に十分配慮した調査方法が必要であることは十分に承知しており、特に被害が大きかった被災 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）のそれぞれの実情を的確に把握した上で、必要に応じて、調査事項のうち、行政機関等が把握している事項については、報告者ではなく、当該行政記録等により把握するなどの措置を講じたい。